鍛造製のもの	八	
塩素用のもの	一〇	
その他のもの		
ドラム缶、コンテナその他の容器	七	
大型コンテナ（長さが六メートル以上のものに限る。）		
その他のもの		
金属製のもの	三	
その他のもの	二	
金庫		
手提げ金庫	五	
その他のもの	二〇	
理容又は美容機器	五	
医療機器		
消毒殺菌用機器	四	
手術機器	五	
血液透析又は血しょう交換用機器	七	
ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器	六	
調剤機器	六	
歯科診療用ユニット	七	
光学検査機器		
ファイバースコープ	六	
その他のもの	八	

鍛造製のもの	八	
塩素用のもの	一〇	
その他のもの		
ドラム缶、コンテナその他の容器	七	
大型コンテナ（長さが六メートル以上のものに限る。）		
その他のもの		
金属製のもの	三	
その他のもの	二	
金庫		
手提げ金庫	五	
その他のもの	二〇	
理容又は美容機器	五	
医療機器		
消毒殺菌用機器	四	
手術機器	五	
血液透析又は血しょう交換用機器	七	
ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器	六	
調剤機器	六	
歯科診療用ユニット	七	
光学検査機器		
ファイバースコープ	六	
その他のもの	八	